

奈良県民生委員定数規則をここに公布する。

平成二十六年十月十日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第三十号

#### 奈良県民生委員定数規則

奈良県民生委員の定数に関する条例（平成二十六年十月奈良県条例第二十四号）第二条に規定する民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

市町村名	定数
大和高田市	一三九人
大和郡山市	一九八人
天理市	一四八人
橿原市	二三一一人
桜井市	一四三人
五條市	一二二人
御所市	一〇三人
生駒市	一六四人
香芝市	九七人
葛城市	六〇人
宇陀市	九六人
山辺郡山添村	一三人
生駒郡平群町	三八人
生駒郡三郷町	四一人
生駒郡斑鳩町	四七人
生駒郡安堵町	一八人
磯城郡川西町	二一人
磯城郡三宅町	一八人
磯城郡田原本町	六六人

宇陀郡曾爾村	一二人
宇陀郡御杖村	一三人
高市郡高取町	二三人
高市郡明日香村	二一人
北葛城郡上牧町	四〇人
北葛城郡王寺町	四五人
北葛城郡広陵町	五三人
北葛城郡河合町	三七人
吉野郡吉野町	四六人
吉野郡大淀町	四七人
吉野郡下市町	四一人
吉野郡黒滝村	一一人
吉野郡天川村	一二人
吉野郡野迫川村	八人
吉野郡十津川村	二五人
吉野郡下北山村	一〇人
吉野郡上北山村	六人
吉野郡川上村	一七人
吉野郡東吉野村	二〇人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。